

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータ
ソフトウェア関連発明等の特許保護の現状に関する
調査研究報告書

平成 29 年 11 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

A. 総括

1 各国・地域の制度・運用の概要一覧表

項目		日本	米国	欧州
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<p>・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう</p>	<p>・「発明」とは、発明又は発見をいう</p> <p>・新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる</p> <p>・判例上の例外として、「自然現象」、「自然法則」、「抽象的アイデア」がある</p>	<p>・発明の定義規定はない</p> <p>・『発明』という語は『技術的性質を有する主題』と解釈されるべきである(審決)</p> <p>・欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される</p> <p>・EPC52条2項には、発明とはみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は行為それ自体に關係している範囲内においてのみ特許性が排除される(例:コンピュータプログラムそれ自体)</p>
発明が特許されるための要件		<p>・発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>・拡大先願</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・保護適格性</p> <p>・新規性</p> <p>・非自明性</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・技術分野に属する発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>黙示的な要件として、</p> <p>・技術的性質が必要</p> <p>その他、記載要件等</p>
CS関連発明等の定義		<p>「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、その発明の実施にソフトウェアを必要とする発明である</p>	<p>特になし</p>	<p>「コンピュータ実施発明(CII)」という表現は、コンピュータ、コンピュータネットワーク若しくはその他のプログラム可能な装置を含む請求の範囲であって、クレーム発明において表面上1つ又は複数の特徴がプログラムによって実現されるものを対象とする</p>
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<p>・自然法則を利用した技術的思想の創作でなければならない</p> <p>・ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である</p>	<p>クレーム発明は、4つの法定のカテゴリの1つを対象としなければならない。また、判例上の例外を含む主題を対象としてはならない</p> <p>判例上の例外に関する2 part分析</p> <p>①まずクレームが抽象的アイデアを対象としているかを判断し、</p> <p>②抽象的アイデアを対象としている場合、その抽象的アイデアを遙かに超える要素が追加されているかを判断する</p>	<p>・請求の範囲の主題は、クレームしている主題が技術的性質を有しているのか否かを判断する目的で、全体として考慮する</p> <p>・技術的性質は先行技術を参照せずに評価する</p> <p>・技術的手段を定義又は使用するクレーム主題は第52条(1)で意味する発明といえる。これは技術的手段が公知であっても適用される</p> <p>・プログラムは、プログラム(ソフトウェア)とそれを実行するコンピュータ(ハードウェア)との間の「通常の」物理的作用を超えた更なる技術的効果をもたらす可能性があれば特許性が排除されない</p>
	特記事項	なし	<p>(機能的記載)</p> <p>機能的表現をした場合の権利範囲は、明細書に記載されている構造や実施例又はその均等物に解釈される</p>	<p>(進歩性)</p> <p>・全ての発明と同様に、技術分野の課題を解決するものでなければならない</p> <p>・混成タイプの発明の進歩性を評価するときには、発明の技術的性質に貢献する特徴すべてを考慮する。発明の技術的性質に貢献しない特徴は、進歩性の存在を裏付けることができない</p>
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○	×	○
	プログラム製品	○ ^{a)}	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○	×	○
信号	×	×	○	

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

a)日本ではプログラム製品は、プログラム自体、プログラムが記録された記録媒体又はプログラムが読み込まれたコンピュータシステムを指す。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		中国	韓国	英国
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す ・技術的課題を解決することによって、自然法則に基づく技術的効果を獲得するために、技術的手段を用いていない方案は、専利法2条2項に規定された客体に該当しない ・専利法25条には、専利権を付与しないものが列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明の定義規定はない ・特許は、次の諸条件を満たす発明にのみ付与することができる。 (a) 発明が新規なものであること (b) それが進歩性を具えていること (c) それが産業上利用することができるものであること ・欧州と同様に、特許法1条2項には、発明と認めないものが列記されている。ただし、その事柄に係る限度においてのみ、発明として扱うことを禁じるものと解さなければならない
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・専利権を付与しない客体に該当しないこと ・新規性 ・創造性 ・実用性 その他、記載要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・拡大先願 その他、記載要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・熟示的な要件として、 ・技術的な寄与が必要 その他、記載要件等
CS関連発明等の定義		発明で提示する課題を解決するため、コンピュータプログラムの処理フローが全部又は一部の基礎となっており、コンピュータが前記フローに沿って作成されるプログラムを実行することにより、コンピュータの外部又は内部の対象を制御、又は処理する解決案をいう	「コンピュータ関連発明」とは、「発明がその実施のためソフトウェア又はハードウェアによって実現された論理段階を必要とする発明」をいう 「営業方法発明」とは、「営業方法など事業アイデアをコンピュータ、インターネットなどの情報通信技術を利用して実現した新しいビジネスシステム又は方法をいう」	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・知的活動の法則と方法の内容を含むとともに、技術的特徴も含むものであれば、専利法25条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない ・いわゆる、技術三要素(技術的課題、技術的手段、技術的効果)の要件を満たすものは、専利法2条2項という技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する 	コンピュータプログラムによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合には、自然法則を利用した技術的思想の創作であり発明に該当する	Aerotel/Macrossan テスト ①クレームを適切に解釈する ②実際に寄与するものを特定する ③それが特許性を排除される主題に該当するか否かを問う ④実際の又は主張される寄与が、実際に性質上技術的であるかチェックする ・技術的な寄与に係るのか否かに有益な5つの道標が示されている ・先行技術と比較した発明の寄与が判断され、先行技術によって結果が異なるものになる可能性がある
	特記事項	(機能的記載) 請求項において機能的、作用的記載を行った場合、中国では米国と同様に権利範囲は実施例及びその均等物に限定解釈される	なし	(EPOとの関係) 英国の保護適格性の判断においては、EPOのテストに切り替えることはなく、Aerotel/Macrossan テストを採用する立場をとった (進歩性) 第1条(2)によって特許性が排除される対象は、発明を特許可能とするために必要な新規性及び進歩性に寄与しない
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
信号	×	×	○	

○: 認められる可能性がある、×: 認められない、-: 不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目	ドイツ	インド	ロシア	
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・発明の定義規定はない ・明確な原因と結果を持つ成果を達成するために制御可能な自然力を使用する体系的な教示について特許保護が可能である(判例) ・特許は、如何なる技術分野の発明に対しても、それが新規であり、進歩性を有し、また、産業上利用可能である場合は、付与されるものとする ・欧州と同様に、特許法1条4項には、発明とみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は活動それ自体について保護が求められる場合に限り、特許性を阻害する 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう ・特許法3条には、発明としないものが列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品(装置、物質、微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養を含む)又は方法(有形手段を用いて有形物に影響を与える方法)に関連するあらゆる主題分野における技術的解決は、製品又は方法が特定の目的で使用される場合を含め、発明として保護を受けることができる。発明は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な場合は、法的保護が付与される ・連邦民法第4法典1350条には、発明とみなされないものが列記されている 	
発明が特許されるための要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 黙示的な要件として、 ・技術的な教示が必要 その他、記載要件等 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・進歩性 ・産業上の利用可能性 ・新規性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明とみなされないものでないこと ・記載要件 	
CS関連発明等の定義	特になし	コンピュータ関連発明(CRI)はコンピュータ、コンピュータネットワーク又はその他のプログラム化できる機器の使用を伴う発明を備え、また、当該発明で、1つ又は複数のコンピュータプログラムによって全体的又は部分的に実現される特徴を1つ又は複数持つものを含む	コンピュータプログラムとは、客観的形式で提示された、一定の結果を得る目的でコンピュータ及び他のコンピューティングデバイスを操作するためのデータ及びコマンドの総称であり、コンピュータプログラムの作成過程で得られた準備資料、及びそのプログラムによって生み出された視聴覚表示も含まれる	
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか	○	○	○	
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	①クレームされる発明の少なくとも一部の要素がなんらかの技術分野に該当するかを判断する ②クレームが全体として具体的かつ客観的な技術的課題を解決する技術的手段で構成されるか否かを判断する	コンピュータプログラム「それ自体」は発明とみなされないが、コンピュータプログラムには一定の他の事物、その副次的なもの又はそれを基に展開されたものが含まれることがあり、これらが発明である場合、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「自体」は発明とみなされないが、有形手段を用いて有形物に対して行動を実行する工程に記載され、技術的結果が達成されるアルゴリズムは、特許の対象となり得る
	特記事項	(進歩性) 進歩性の審査では、技術的手段による技術的課題の解決方法を決定する又は少なくともこれに影響を及ぼす特徴のみが考慮される	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× ^{b)}	×	×
	プログラム製品	○	○	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○/× ^{b)}	×	×
	信号	○/× ^{b)}	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明
b)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		カナダ	ブラジル	オーストラリア
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		・「発明」とは、新規かつ有用な技術、方法、機械、製造物若しくは合成物、又は技術、方法、機械、製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良をいう	・発明について、積極的な定義規定はない ・新規性、進歩性及び産業上の利用可能性から成る要件を満たす発明は、特許を受けることができる ・産業財産法10条には、発明とみなされないものが列記されている	・「発明」とは、特許証、及び独占法第6条の範囲内における特権の付与の対象に係わる何らかの新規製造の態様を意味し、発明であると主張されているものを含む
発明が特許されるための要件		・法定主題であること ・新規性 ・非自明 ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明とみなされないものでないこと ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・有用性 ・記載要件 なお、特許可能な主題であることが必要
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータプログラム」とは、「特定の方法かつ特定の目的のために動作させる、デジタル又はアナログ技術に基づくデータ、デバイス、周辺機器及び装置を取り扱う自動機器に必ず供される性質を有する物理的媒体(メディア)に内蔵された、自然言語又はコード化された言語による組織化された指示の表現」	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は法定主題ではないが、コンピュータプログラムが法定の方法 (statutory method) (技術的問題に技術的解決策を提供する一連のステップ) を表現する場合、そのプログラムは本質的に技術的であるとみなされ、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「それ自体」は発明としてみなされないが、「技術的效果」を提供するCS関連発明は特許の対象となり得る	コンピュータソフト若しくは関連製品として実施されるソフト若しくは方法に関する特定の除外規定はないが、発明の実体としてクレームされているものが製造の態様 (manner of manufacture) を満たしている場合、特にそれが単なる構想、抽象的概念又は単なる情報でない場合に限り、特許性が認められる
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置 / システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
	信号	×	×	○

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		ニュージーランド	シンガポール	インドネシア
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・クレーム中でクレームされている発明が次に掲げる要件すべてを満たす場合は、当該発明は特許性を有する発明である <ul style="list-style-type: none"> (a) 独占法(英国専売条例)第6条にいう製造方法であること (b) 先行技術ベースと比較したときに、次に掲げる要件の何れをも満たすこと <ul style="list-style-type: none"> (i) 新規であること (ii) 進歩性を伴うこと (c) 有用であること (d) 第15条又は第16条にいう特許性を有する発明から除外されていないこと ・特許法11条には、コンピュータプログラムそれ自体は発明から除外すると規定されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・(1)(2)に従うことを条件として、特許性のある発明とは、次の条件を満たすものである <ul style="list-style-type: none"> (a) 発明が新規であること (b) 発明に進歩性があること (c) 発明が産業上利用できること (2) 公表又は利用により不快な、不道徳な又は反社会的な行動を助長することが一般的に予見される発明は、特許性のある発明ではない (3)(2)の適用上、行動は、それがシンガポールにおいて有効な法により禁止されるという理由のみによっては、不快な、不道徳な又は反社会的なもののみならずはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び改善の形を取る ・特許法4条には、発明に含まれないものが列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・有用性 ・発明から除外されるものでないこと ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明に含まれないものでないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	特になし	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラム「それ自体」は発明から除外されているが、実際の寄与が特許性を排除される主題に該当しない場合は、特許の対象となり得る	実際の寄与がコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)である発明であり、そのコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)がその発明に不可欠であれば、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラムのみを内容とする規則及び方法」は特許されないが、性質上問題処理のための有形無形の技術的且つ機能的効果を有するコンピュータプログラムであれば、特許の対象となり得る
	特記事項	保護適格性の判断において、英国のAerotelテストを導入しているが、第4ステップは採用していない	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	-	○
	方法	○	-	○
	プログラム	○	-	○
	プログラム製品	○	-	○
	プログラムを記録した媒体	○	-	○
	データ構造	○	-	-
	信号	○	-	-

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		フィリピン	ベトナム	タイ
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明について、積極的な定義規定はない ・人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有する如何なる技術的解決も特許を受けることができる。それは、物、方法若しくはその何れかの改良であってもよいし、又はそれらに関連するものであってもよい ・知的財産法22条には、特許による保護から除外される発明が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である ・知的財産法59条には、発明として保護されない主題が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明」とは、新しい製品若しくは製法を生み出す技術革新若しくは発明、又は既知の製品若しくは製法の改良をいう ・特許法9条には、保護を受けることができない発明が列記されている
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・発明があること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明として保護されない主題でないこと ・記載要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・保護を受けることができない発明でないこと ・記載要件
CS関連発明等の定義		『コンピュータ』とは、情報処理能力を有する電子的装置又は類似の装置をいい、また、『コンピュータプログラム』とは、語、コード、スキームその他の形式で表現された一連の命令であって、コンピュータが読み取ることができる媒体に組み込まれたときにコンピュータに特定の作業を遂行させ又は特定の目的を達成させることができるものをいう	コンピュータのプログラムに関する発明とは、『コンピュータ実施発明』のことである。この用語は、コンピュータに関する対象、コンピュータネットワーク、一見して保護要求対象の一つか複数の特徴がプログラム(複数)によってなされるようなプログラム可能なデバイスのことを指す	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体に特許性はないが、クレームされた主題が既知の技術に対して技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラム」は特許保護の主題とされていないが、保護要求対象が技術的な特性を有し、かつ実質的な技術ソリューションとして、技術的な手段で技術的な問題の解決を目指し、技術的な効果をもたらすためのものであれば、特許対象となり得る	コンピュータプログラム自体は、特許として認められないが、機器と何らかの技術的方法とを合わせて、コンピュータプログラムによって制御される製品ののための機械や方法などは、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× ^{c)}	×	×
	プログラム製品	○/× ^{c)}	×	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	×
	データ構造	○	×	×
	信号	○	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

c)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		マレーシア	台湾
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、発明者の思想であって、当該技術の分野における一定の課題についての解決を実際に可能にするものをいう ・特許法13条には、特許を受けることができない発明が列記されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> ・発明があること ・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・記載要件 默示的な要件として、 <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決が実際に可能であること ・技術的性質及び技術的特徴を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・発明であること ・産業上利用可能性 ・新規性 ・進歩性 ・記載要件
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、特許出願した発明において、コンピュータソフトウェアが不可欠なものをいう
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は、特許として認められないが、クレームされた主題が先行技術に技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る。	発明が全体として技術性を有する場合、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置／システム	○	○
	方法	○	○
	プログラム	○	○
	プログラム製品	○	○
	プログラムを記録した媒体	○	○
	データ構造	○	×
	信号	○	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

T. 台湾

1 法律、審査基準

1. 1 発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義

発明は、専利法⁵⁶³第21条第1項において、以下のように定義されており、発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す。

専利法 21 条第 1 項

第 21 条 発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す。

また、専利法第 24 条には、特許を受けることができないものが規定されている。

専利法 24 条

次の各号のいずれかに該当するものは、特許を受けることができない。

1. 動物、植物、及び動物や植物を生み出すための生物学的方法。ただし、微生物学的方法はこの限りでない。
2. 人間又は動物の病気の診断、治療又は外科手術の方法。
3. 公序良俗を害するもの。

さらに、特許審査基準⁵⁶⁴第二編第二章には、この「発明の定義」及び「特許を受けることができない対象」について、詳しい説明が記載されている。

1. 2 発明が特許されるための要件

発明が特許されるための要件は主に以下のようなものがある。

- ・ 発明であること（特許審査基準第二編第三章特許要件）
- ・ 産業上利用可能性（専利法第 22 条第 1 項、特許審査基準第二編第三章特許要件）
- ・ 新規性（専利法第 22 条第 1 項、特許審査基準第二編第三章）
- ・ 進歩性（専利法第 22 条第 2 項、特許審査基準第二編第三章）
- ・ 記載要件（専利法第 25 条）

⁵⁶³ 「台湾専利法（中国語）」台湾經濟部智慧財産局ウェブサイト、<https://www.tipo.gov.tw/public/Attachment/610201084640.pdf>

「台湾専利法（日本語）」台湾知的財産権情報サイト、http://www.chizai.tw/uploads/20120419_669948329_%E6%96%B0%E5%B0%82%E5%88%A9%E6%B3%95201203.pdf なお本章における日本語訳は本文献を引用した。

⁵⁶⁴ 「特許審査基準（中国語）」台湾經濟部智慧財産局ウェブサイト、<https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=6680&CtUnit=3208&BaseDSD=7&mp=1>

「特許審査基準（日本語）」日本国特許庁ウェブサイト、<http://www.tiplo.com.tw/jp/news.aspx?mnuid=1338> なお本章における日本語訳は本文献を引用した。

専利法第22条

産業上利用することのできる発明は、次の各号いずれかに該当しなければ、本法により出願し、特許を受けることができる。

1. 出願前に既に刊行物に記載されたもの。
2. 出願前に既に公然実施されたもの。
3. 出願前に既に公然知られたもの。

発明が前項各号の事情に該当しなくても、それが属する技術分野の通常知識を有する者が出願前の従来技術に基づいて容易に完成できる場合は、特許を受けることができない。

専利法第25条

特許出願は、特許出願権者が願書、明細書、特許請求の範囲、要約及び必要な図面を備えて、特許担当官庁にこれを提出する。

このように、発明が特許されるための要件として、専利法第22条には、「新規性」、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」、専利法第25条には、「記載要件」が記載されている。

さらに、特許審査基準第二編第三章には、発明が特許されるための要件として、「発明であること」、「産業上の利用可能性」、「新規性」及び「進歩性」であることが以下のとおり、記載されている。

「専利法（特許法）第46条第1項の規定に基づき、発明特許を付与するか否かの判断において斟酌すべき事項には、発明の定義、産業上の利用可能性、新規性、進歩性・・・（後略）」（特許審査基準第二編第三章）。

1. 3 CS 関連発明等の定義

1. 3. 1 CS 関連発明の定義

「特許審査基準第二編第十二章附録：用語集」において、各種用語の解説が記載されている。その中で、「コンピュータソフトウェア関連発明」、「ソフトウェア」及び「プログラム」は、以下のとおり定義されている。

『コンピュータソフトウェア関連発明』とは、特許出願した発明において、コンピュータソフトウェアが不可欠なものをいう。（特許審査基準第二編第十二章附録：用語集）。

『ソフトウェア』とは、コンピュータ及びその入出力デバイスなど電子的や物理的に実体が主体となるハードウェアに対して、コンピュータを生かすために、人間の思考能力によって発展された、プログラム群が主体となる応用技術をいう。（特許審査基準第二編第十二章附録：用語集）。

『プログラム』とは、命令の組合せであり、コンピュータ読取可能な媒体に保存され、コンピュータをデータ処理機構として機能させ、特定の機能、タスク又は結果を指定、完成、実現させるものをいう。」(特許審査基準第二編第十二章附録：用語集)

1. 3. 2 BM 関連発明の定義

特になし

1. 4 CS 関連発明等の特許可能な発明として認められるか

1. 4. 1 CS 関連発明

「1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準」に記載のとおり、CS 関連発明は、特許の対象となり得る。

すなわち、発明が全体として技術性を有する場合、特許の対象となり得る。

1. 4. 2 BM 関連発明

「1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準」に記載のとおり、BM 関連発明は、特許の対象となり得る。

すなわち、ビジネス方法そのものの発明は特許の対象にならないが、コンピュータソフトウェア関連技術を利用してビジネス方法を実現するものについては、特許の対象となり得る。

1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準

1. 5. 1 保護適格性の審査基準

(1) CS 関連発明に関する審査基準

「特許審査基準第二編第十二章/2.コンピュータソフトウェア関連発明の定義」には、以下のような記載があり、発明の認定は、特許請求の範囲の記載形式にとらわれず、全体としてとらえる必要がある。

「特許出願の発明が発明の定義として符合するかの判断は、特許請求の範囲の記載形式にとらわれず、特許出願の発明の内容で考慮すべきであり、以って当該発明が全体として技術性を有するかを確認する。」(特許審査基準第二編第十二章/2.コンピュータソフトウェア関連発明の定義)。

また、「特許審査基準第二編第十二章/4.2.5 技術的性質に寄与しない特徴」には、以下のような記載があり、非技術的特徴は、他の技術的特徴と協働することによって請求項の技術的性質に寄与するか否かを判断しなければならない。

「コンピュータ関連発明において、請求項に記載する特徴は技術的特徴であれば、それは請求項の技術的性質に寄与する特徴である。特徴は非技術的特徴であれば、その特徴が他の技術的特徴と協働することによって請求項の技術的性質に寄与するか否かについて、判断しなければならない。一方、特徴は非技術的特徴であり、技術的特徴と協働しなく技

術的な課題を解決する技術手段の一つではない場合、公知技術の応用と認め、他の先行技術と容易に組み合わせると認定する。」(特許審査基準第二編第十二章/4.2.5 技術的性質に寄与しない特徴)

(2) BM 関連発明に関する審査基準

「特許審査基準第二編第十二章/2.1 自然法則を利用していないもの」には、以下のような記載があり、BM 関連発明については、コンピュータソフトウェア関連技術を利用してビジネス方法を実現するものについて、当該方法がビジネスに適用するだけで、発明の定義に符号しないと認定してはならない。

「(前略) ビジネス方法は社会法則、経験法則若しくは経済法則など人為的な規則であるため、ビジネス方法そのものの発明は自然法則を利用するものではなく、発明の定義に符合しない。例として、ビジネス競争戦略、ビジネス経営方法、金融保険商品の取引方法などが挙げられる。ビジネス方法に関わる分野は非常に広く、行政、財務、教育、医療、サービスなどを含み、単純なビジネスモデルにとどまらない。

コンピュータソフトウェア関連技術を利用してビジネス方法を実現するものについて、当該方法がビジネスに適用するだけで、発明の定義に符号しないと認定してはならない。(後略)」(特許審査基準第二編第十二章/2.1 自然法則を利用していないもの)。

1. 5. 2 進歩性の審査基準

「特許審査基準第二編第十二章/4.2 進歩性」には、コンピュータソフトウェア関連発明の進歩性に関する説明がある。その中で、以下のような記載があり、コンピュータソフトウェア技術の手順又は、手段を転用後に予期できない効果を生じ、或いは該応用分野において長期に解決できなかった問題を克服できたとすれば、該発明は進歩性を有している。

「コンピュータソフトウェア技術の手順又は手段は、一般的には、適用分野に関わらず機能又は作用が共通していることが多い。したがって、ある応用分野の技術手段を他の応用分野へと転用する場合、もし実質同様の機能、効果を発揮することができれば、該発明が属する技術分野において通常知識を有する者が容易になし得るものに当たる。ただし、もし転用後に予期できない効果を生じ、或いは該応用分野において長期に解決できなかった問題を克服できたとすれば、該発明はやはり進歩性を有している。」(特許審査基準第二編第十二章/4.2 進歩性)。

1. 6 CS 関連発明等の審査基準における特記事項

特になし

1. 7 保護対象として認められる可能性のある CS 関連発明等のクレーム形式

保護対象として認められる可能性のある CS 関連発明等のクレーム形式、及び、認められないクレーム形式は以下のとおりである。

(保護対象として認められる可能性のあるクレーム形式)

装置／システム、方法、プログラム製品、プログラム、プログラムを記録した媒体、データ構造製品⁵⁶⁵

(保護対象として認められないクレーム形式)

データ構造、信号⁵⁶⁶

「特許審査基準第二編第十二章/1.前書き」には、以下のような記載があり、クレーム形式としては、「装置／システム」、「方法」、「プログラム製品」及び「プログラムを記録した媒体」が保護対象として認められる可能性がある。

「特許出願の発明において、コンピュータソフトウェアが必要であるものであれば、コンピュータソフトウェア関連発明という。コンピュータソフトウェア関連発明における請求項は、方法の請求項及び物の請求項と2種類の請求項に分けることができ、そのうち、物の請求項は、装置、システム、コンピュータが読み取り可能な記録媒体、コンピュータプログラム製品、又はその他類似な対象物名称を請求の対象とする請求項を含む。(後略)」(特許審査基準第二編第十二章/1.前書き)

「特許審査基準第二編第十二章/2.コンピュータ関連発明の定義」には、以下のような記載があり、クレーム形式としては、「プログラム」が保護対象として認められる可能性がある。

「(前略) 対象の名称が「…を特徴とするコンピュータプログラム」の場合、特許出願の発明が全体としてコンピュータプログラム製品の請求項の定義に符合するものであれば、コンピュータプログラム製品の請求項と見なすことができ、補正を求める必要はない。」(特許審査基準第二編第十二章/2.コンピュータ関連発明の定義)

また、「特許審査基準第二編第十二章/3.2.請求の範囲」には、「方法」、「装置／システム」、「コンピュータが読み取り可能な記録媒体」及び「コンピュータプログラム製品」等の請求項に関する詳しい説明がある。

「特許審査基準第二編第十二章/2.コンピュータ関連発明の定義」には、以下のような記載があり、「データ構造」のクレーム形式は認められないが、「データ構造製品」のクレーム形式が保護対象として認められる可能性がある。

⁵⁶⁵ 海外質問票調査に基づく。

⁵⁶⁶ 海外質問票調査に基づく。

「(前略) 請求項において出願対象(subject matter)が発明の定義に符合するか否かは、対象の名称(designation of the subject matter)の記載の仕方によりそのまま認定するのではない。対象の名称が「データフォーマット」又は「パケット」などの場合、特許出願の発明がデータ構造及びアルゴリズムのステップとの相互作用を開示しているか否か、これにより技術性を生み出しているか否かを判断しなければならない。技術性を有すると認められた場合、対象の名称(データフォーマットそのもの)と特許出願の発明の実質的な内容(データ構造を適用した方法または製品)とが符合しないことが問題となり、それによって請求項が不明瞭となるため、出願人に対象の名称を「データ構造製品」又は類似の名称に補正するよう命じるべきであり、対象の名称だけで単なる情報の開示とそのまま認定しない。」(特許審査基準第二編第十二章/2.コンピュータ関連発明の定義)

「特許審査基準第二編第十二章/2.コンピュータ関連発明の定義」には、以下のような記載があり、「信号」のクレーム形式は認められない。

「(前略) 対象の名称が「構造」、「メカニズム」、「技術」、「信号」などの場合、請求項が保護しようとする対象が物か方法かが判断できないため、カテゴリが不明瞭となるので、出願人に対象の名称を補正するよう命じるべきである。」(特許審査基準第二編第十二章/2.コンピュータ関連発明の定義)

2 歴史的変遷⁵⁶⁷

「コンピュータソフトウェア関連発明審査基準」の制定(1998年)

特許審査基準第一篇第8章第2節⁵⁶⁸に、コンピュータプログラムに関する特許に特化した審査基準である「コンピュータソフトウェア関連発明審査基準」が初めて制定された。

「コンピュータソフトウェア関連発明審査基準」の改訂(2008年)

特許審査基準第二篇第9章⁵⁶⁹として、「コンピュータソフトウェア関連発明審査基準」が改訂され、コンピュータプログラム製品のクレーム形式が認められた。

「コンピュータソフトウェア関連発明審査基準」の改訂(2014年)

特許審査基準第二篇第12章⁵⁷⁰として、「コンピュータソフトウェア関連発明審査基準」が改訂された。改訂のポイントは、①「請求項を基礎とし、明細書、図面及び出願時の通常知識を参酌し、全体的に考慮することで、総合的な判断を下す」、②「請求項を手段機能用語で特定することについて、明細書に対応的に開示される程度を明文化」及び③「技術性に寄与しない特徴を導入：例：無償提供、鑑賞期間」である。

⁵⁶⁷ 「台湾専利重要行政措置(日本語)」台湾經濟部智慧財産局、[http://www.chizai.tw/uploads/20140326_606143283_103P000249TW-%E5%8F%B0%E7%81%A3%E5%B0%88%E5%88%A9%E9%87%8D%E8%A6%81%E8%A1%8C%E6%94%BF%E7%AD%96%E7%69%5A5%E6%97%A5%E8%AD%AF-FV%20\(2\).pdf?PHPSESSID=de5ad58680c85073863a8d14bcbcc3ab](http://www.chizai.tw/uploads/20140326_606143283_103P000249TW-%E5%8F%B0%E7%81%A3%E5%B0%88%E5%88%A9%E9%87%8D%E8%A6%81%E8%A1%8C%E6%94%BF%E7%AD%96%E7%69%5A5%E6%97%A5%E8%AD%AF-FV%20(2).pdf?PHPSESSID=de5ad58680c85073863a8d14bcbcc3ab)

⁵⁶⁸ 海外質問票調査に基づく。

⁵⁶⁹ 海外質問票調査に基づく。

⁵⁷⁰ 海外質問票調査に基づく。

平成 29 年 11 月

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータソフトウェア関連
発明等の特許保護の現状に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>